

## 総務委員会 会議録

- 1 期 日 令和6年3月13日（水）
- 2 会 議 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前10時53分
- 5 出 席 者

### 【議会】

委員長	藤原 正光	副委員長	石川 紀子
委員	山本 裕三	委員	嶺岡 慎悟
委員	鈴木 久裕	委員	二村 禮一
委員	草賀 章吉		

### 【当局】

担当部課長

### 【事務局】

議事調査係長

傍聴者等 あり

## 6 議 題

### (1) 付託議案審査

- ・ 議案第18号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第20号 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第23号 掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第30号 掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について
- ・ 議案第31号 掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第32号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

## 7 会議の概要

別紙議事録のとおり

令和6年3月13日

以上のとおり、報告します。

掛川市議会議長 山本 裕三 様

掛川市議会総務委員会委員長 藤原 正光

## 議 事

午前9時30分 開議

○委員長（藤原正光） 皆さん、おはようございます。

先週の予算決算委員会の分科会の審査のほう、お疲れさまでした。

今週は総務委員会のほうの少し条例の改正の審査をしていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第18号、掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてほか5件の6件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、私から1点、御連絡を申し上げます。

発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いします。

また、質疑は一問一答方式でお願いします。委員からの質疑の際は、議案等のページ等を示し、疑問点を明瞭にして発言をお願いします。あわせて、当局答弁につきましても、簡潔に分かりやすくお願いいたします。

なお、議案に関係のない質疑や意見は静止することがありますので、御承知おきください。

以上、連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

議案第18号、掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

〔行政課長説明〕

○委員長（藤原正光） 熊切課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がありましたらお願いします。

山本委員。

○委員（山本裕三） 今回の値上げの理由というのは物価高なんですか、どういう理由でということをお教えください。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 最近の物価の変動に鑑み、選挙運動の公費負担限度額を引き上げるとい

うことで、公職選挙法の施行令が改正されております。

○委員（山本裕三） 分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今の話で、運転手の費用弁償なのか日当なのか、これについては変わらなかった考え方は聞いていますか。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 運転手の公費負担限度額については改正がありませんし、特に理由は示されておりません。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 大体金額がそれぞれ違うけれども、率で何%ぐらいなのかという統一したあれに基づいているのか、それは特に。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 統一したものは特にはございません。例えば使用日数を7日間の上限で計算しますと、計算上1万6,542円ほどの引上げとなります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いずれにしても、精算は公職選挙法に基づいて一律で、うちのオリジナルというのはいないわけね。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 全国一律になりますので、掛川市で特別な内容はありせん。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） あと、公布の日は大体何日ぐらいでしたか。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 議決をいただいた後、速やかに公布手続きをしますので、議決をしていただいたあと、1日から2日の内に公布手続きが完了します。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をお願いしたいと思います。どなたか御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 一応当事者になるもので、何かこそばゆい気もしますけれども、全国一律ということですので、うちだけ乗らないのも変な話だからいいのかなと思います。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。山本委員。

○委員（山本裕三） 先ほどの運転手の人件費は私、知らなかったので、あれですけれども、そこから辺り何か今後。国のものに併せるので、何とも言い難いところはありますけれども、そのあたり考慮いただけたらと思いました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

それでは、討論はありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） 以上で討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第18号、掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第18号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決するべきものと決定しました。

ありがとうございました、行政課の皆さん。

それでは、次に、議案第20号、掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、人事課の説明をお願いします。

〔人事課長説明〕

○委員長（藤原正光） 深田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がありましたをお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 背景とかそれを説明してください。

○委員長（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 自治法が改正されるまでは会計年度任用職員の勤勉手当の支給がござい

ませんでしたので、育児休業中の勤勉手当が支給される職員から会計年度任用職員を除くという規定が入っていたものを、今般、勤勉手当の支給を可能とする条例、会計年度任用職員の条例で勤勉手当の支給が可能となっておりますので、その文言を削除するというものでございます。

○委員（鈴木久裕） 結構です。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をお願いしたいと思いますが、御意見のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

それでは、討論はありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） では、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第20号、掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第20号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

人事課の皆さん、ありがとうございました。

それでは、次に、議案第23号、掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、企画政策課の説明をお願いします。

〔企画政策課長説明〕

○委員長（藤原正光） 中村課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑ございましたらお願いします。

先に草賀委員、お願いします。

○委員（草賀章吉） この際、なぜ教育委員会から市長部局に移す訳、具体的な内容について教えてください。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 合併後も生涯学習都市宣言をして、以前から生涯学習を推進するべき部署がどこになるかという御意見があったところでございまして、教育委員会であったり、生涯学習協働推進課、あと文化振興であったり、図書館とか、その辺のことで生涯学習を一体的に進めるという形で、まずは社会人教育というか、これからの人づくりを推進するためにも、今まで社会教育室にあった部分を市長部局に持ってきて、一体的に社会人教育とか生涯学習を進めていくという意味で、今回、そのような再編をさせていただきました。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） あまりよろしくないんですけども、何を今さら言っているのという話なんですけれども、今回の提案というのは市長のほうでぜひこちらへという話が出ているのか、どうせ時間ないから新しいそういうのをやろうとしていることは何となく分かるんですけども、そういう関係でしたのか、教育委員会が手を挙げたわけでもないし、どちらなんですか。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○企画政策部長（平松克純） 市長からという部分もありますし、我々職員側からも事務サイドでも、生涯学習どこでやるかというのをはっきりしましょうということで市長に御提案させていただいて、じゃどこがいいかという議論の中で、ここでということで今回決めさせていただいています。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 例えば12号で公民館という字があるもので、その部分だけということなのか、12号全部、社会教育に関すること全てを移管するのか、ちょっとこの辺の書き方難しいのかな、解釈難しいのかなと思うので、そのあたり細かく説明していただけますか。

○委員長（藤原正光） 中村課長、お願いします。

○企画政策課長（中村光宏） 今回、事務分掌に移すのが公民館の管理運営に関することと、あと公民館運営審議会に関することの部分につきましては、今度、生涯学習協働推進課のほうに移管をさせていただきます。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 限定的に 7から 9号と、それから12号ということなんだけれども、7から 9には直接的に公民館という表現はないけれども、公民館に係るものを含むというそういう解釈でいいですよ。

○委員長（藤原正光） 中村課長、お願いします。

○企画政策課長（中村光宏） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） その場合に、第19号を入れなかったという考え方はどういうことですか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 19号はそれ以外のもの、区域内における教育に関する事務ということでしたので、今回は公民館に係る部分についてだけということで、19号は含めておりません。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 7、8、9も同様に書いていないけれども、公民館に係るもののみを含むということ考えると、19号も入れるべきだったんじゃないかなと。同列でしょう、これ同じような考えで。公民館に係ること書いてあるというのは12号だけじゃんね、この中で。そのあたりどうなのかねというふうに思うんだけど。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 確かに19号も該当するといえそうですけれども、19号の場合は前各号に挙げるもののほかということで、該当する部分があまりにも広がってしまうものですから、今回は19号は含めていないということになります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 善意に解釈して、第12号で公民館の事業と書いてあるもので、そこに全部含まれるとそういう解釈にします。

○企画政策課長（中村光宏） そのとおりです。

○委員長（藤原正光） 副委員長。

○副委員長（石川紀子） 今、生涯学習のほうにということで理念というか、考えは分かるんですけども、社会教育委員が第12条でいくと、学校教育及び社会教育の関係者はというところが市長が委嘱しますけれども、いる場所は教育委員会になりますよね、管轄というか。

そこら辺がいる場所が今おっしゃっている話とは社会教育委員がどこに存続するのか、これからいるのかというところがちょっと不明なんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 今回、社会教育委員に関する事務につきましても、生涯学習推進課のほうに分掌的には移管しますので。

〔「それだとちょっとあれじゃない」との声あり〕

○企画政策課長（中村光宏） もう一回、言います。



今回、事務分掌的な社会教育委員に関することも、生涯学習協働推進課のほうで行うような事務分掌の変更を考えております。

○委員長（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） ちょっと確認だけでも、そうすると今まで社会教育という課があったですよ、教育委員会のほうに。それは全くなくなるわけね。その機能は全部、生涯学習協働推進課のほうに来るということなんですか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 社会教育とか成人教育というあたりにつきましては、今回、公民館の移管と共に生涯学習協働推進課のほうに事務分掌も移動させていただきます。

今まで社会教育係がやっていた部分の全部が生涯学習協働推進課に行くわけではないんですけれども、生涯学習に関わる公民館も含めたあたりは生涯学習協働推進課に移させていただいて、それ以外の家庭教育とか青少年健全育成とかという関係はそのまま教育委員会に残るという形の事務分掌の移管になっております。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今の社会教育そのものを移すといったときに、この改正案で必要十分なんですかね。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 今回はここにもございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた職務権限の移管になりますので、そこに記載されている職務権限について今回、条例のほうに移管させていただきました。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） どうしても第12号が引かかるんだけれども、青少年教育で公民館のみに係るものを含むというのは多分、第7号から9号までは直接的に記載がないもので、そういうことなんだろうなと読みをしたとすると、第12号は公民館のみに係るものということで第12号そのものという考え方だとすると、社会教育に関することというのは第12号では含まないのか、含むのか。含ませるとすると、公民館の事業その他青少年教育まで入っちゃうじゃんね。そのところはどういう解釈なの。

○委員長（藤原正光） 中村課長、お願いします。

○企画政策課長（中村光宏） 職務権限の特例で移管できるものとして、公民館と、その他教育機関の設置及び管理、廃止に関することのみについて、市長のほうに権限を条例改正で移させていただくという改正になります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 12号の中に社会教育は移さないのか、移すのか、もう一回確認で。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 権限としては移せないものですから、ただ事務処理としては、今回、生涯学習協働推進課のほうでやるような形の事務分掌の移動になります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 権限で移せないのに、事務の中に当然権限に属するものが入ってくるわけじゃないね。そのところは矛盾が生じないですかね。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 権限が移せないものを市長部局で事務を行うということにはなりませんけれども、生涯学習とか成人教育の関係の事務の一体性として、そのほうが効率よく運営できるということで、今回、権限は移せませんが、事務分掌的には生涯学習協働推進課のほうに移管をさせていただくということを考えております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先ほどちょっとお話しした社会教育委員なんかの任命とかは教育委員会が任命して、それで生涯学習協働推進課でいろんな任命された後で事務をやるとそういう流れになるんですかね。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 社会教育条例によって社会教育委員の委嘱はあくまで教育委員会が行いますけれども、それに関する事務については今回、生涯学習協働推進課のほうで行う。委嘱の事務であるとか、社会教育委員の会議とか、そういったものは生涯学習協働推進課のほうで行います。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） とすると、例えば新しく委員を人選します、そのときの起案はどこから上げて、誰が決裁でというふうになるんですか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） そういった事務につきましては、生涯学習協働推進課のほうで起案

をする形になります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 市長部局の事務担当が起案をして、教育委員会の決裁ということになるんですか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） すみません、具体的なことはあれですけども、当然、教育委員会のほうにも合議なり、決裁の確認して、任命することになります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 確認じゃなくて、任命する権限は教育委員会にあるわけなもので、確認どころじゃなくて、市長部局側で起案して教育委員会で決めてもらう。だから市長部局から起案して、どの段階で向こうに行くのか、生涯学習協働推進課長まで行ったら教育委員会のほうに回るのかとか、そのあたりの流れとか事前に検討してあるのかね。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 今回、公民館の事務を社会教育から移すというあたりの中に、そういった条例に基づくものとか法令に基づくものがありましたので、その辺のことをどう移管するかというあたりは、先ほど言った教育政策課に残すものと生涯学習協働推進課に移すものの中で、それぞれに事務サイドでどういう手続をするかというのは、事務分掌は決めてありますけれども、今言ったような問題点は双方の課で確認をして漏れのないようにやらせていただきたいと思います。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 本来、こうやってシステム変えるときはそういう細かいところまでちゃんとやってからでないと、一番こういう権限とかそういうのに関する制度的なところで整合しているかどうかは役所の仕事の一番根幹なところなもので、実態を移すとそれは分かるんだけども、やっぱり制度的なもので、きちんと整合が取れて整理がついていないということでちょっと無理があるんじゃないかなとは思うんだけども、そのあたりは無理がないということで提案をされたということですよ。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 法令的に問題がないとか、条例の権限としてということは、今申し上げたあたりを確認して、今回は権限として移せるものを市長の執行する事務として移させていただきました。

○委員長（藤原正光） 石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） 今の社会教育委員の在り方が問われている中で、実際に行っている方が学校教育から声をかけていただいていたものが今なくなって、活躍する場がない。今度、生涯学習の関係のほうに行くともちづくり協議会との兼ね合いもあるとなるので、大変、その委員の方がどういう関わりをするのかというところが少し問題になってきています。そのために次の方を選ぶ段階に入るときに、説明が難しいということでした。そういうのも含めると、今、鈴木委員が言ったように、どこがしっかりと所管を取って進めていくかということです。

立場が分からないので、どういう動きをしていいか分からないというのがなっている方の御意見ですので、ぜひ所管を変えるにしても、実際進めていくのは4月から入りますので、今、委員が言ったようにしっかりと仕事がどういう形で行われるかを4月には動き始めていただかないと入学式等始まりますので、このあたりは考えていただきたいという意見になりますけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 関係する課と確認をして、漏れのないようにやらせていただきます。

○委員長（藤原正光） そのほか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） この条例は単純に公民館を管轄するのを生涯学習協働推進課にするということのみだったと置いていたんですけども、その背景いろいろあるんだろうけれども、何か手をつけなくてもいいところまで言及しているの、公民館だけをするんだったらそれはすっきりするか分からないですよ、現場としても。それをどうもちょっと拡大をしたような感じもしないでもない、社会教育委員なんて向こうでやらせていいわけじゃないですか。

○委員（鈴木久裕） そうすれば矛盾しなくなる。

○委員（草賀章吉） そう、公民館だけのことを考えればいい。

○委員（鈴木久裕） 社会教育も移すというもので、矛盾が出ちゃう。

○委員長（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 多分、生涯学習協働推進課もそんなところまで拡大して思っていないんじゃないですか。生涯学習という範疇の中には広く捉えれば社会教育というのにも入ってくるんだけど、そこまでは下で考えているわけじゃないと思うんです。

ただ、生涯学習をもうちょっと標榜すると、公民館はちょっと手の内に入れておいて、もうちょっと地域に密着したところでやりたいということもあるのかも分かりませんので、そこら辺ですっきりさせたほうがいいんじゃないか。

○委員長（藤原正光） 御意見ですか、質問でいいですか。意見で。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 社会教育の流れの中で、調べてみたりすると、図書館がやっぱりこれに併せてそちら側に今の話の流れの中だったら行っちゃえば、美術館から何からそこも一体的にというようにことでより効果的なことで、それも検討していくべきことなのかなと思うんですけども、そこから辺の議論は今回、どうだったんでしょうか。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○企画政策部長（平松克純） 図書館も当然、議論の中には上がっておりました。

ただ、今回はまず生涯学習ということの中でそこに関連するものをということ、図書館も可能性はないことはないですが、今回は移管ということはありません。議論には上がっていました。

○委員長（藤原正光） 嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 分かりました。議論はあったということで。

もう一点聞きたいのは、千浜改善センターも教育委員会からそちらに行くということで近い話で、あれはもともと農林課が持っていて、それを貸し出しているみたいな感じなんですけれども、千浜改善センターの位置づけはどうなるんですか、来年度からは。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○企画政策部長（平松克純） 改善センターなものですから、農林課が入っていますので、多分アイクとかと同じ扱いになるかと思います。

使い方はそういう使い方をしているかもしれませんが、一応国のお金が入っていますので、農林課で。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） そもそも公民館が今、市内に、対象の場所がちょっと私もはっきりしていないんですが、もし分かれば教えていただきたい。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 大東北公民館と大須賀中央公民館と、公民館としては千浜西、国浜、佐束の5つになります。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（山本裕三） あまり認識がなかったもので、分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をお願いしたいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 公民館に関することを移すというお気持ちは分かるんだけど、やっぱり制度的にちょっとまだ整理ができていないところがあるので、そこについてはやっぱりしっかり整理をしてもらう必要あると思います。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

今の鈴木委員の制度的に整理できていないという御意見に対して何か御意見は。

山本委員。

○委員（山本裕三） 社会教育と生涯学習というところでいくと、やっぱりオーバーラップするところがあるところ結構あって、そのあたりは整理したいんだなという気持ちはよく分かるんだけど、ある程度オーバーラップし合いつつ、いろんな方面から取り組んでいくということも悪いことではないのかなというふうに思っています。そのあたりは多分ほかのところでもよく発生することなので思いましたけれども、とにかく機能不全に陥らないようにしていただけたらなと思っています。

○委員長（藤原正光） 機能不全に陥らないようにという御意見をいただきました。

そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 制度的に整理され切れていないので、お気持ちは分かるが、この条例案はいいのかなと思うけれども、やっぱり附帯決議なりつけてきちんと整理して制度上も矛盾がないようにすべきということは、附帯決議をつけたいなと思いますけれども。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員から附帯決議をつけたいと、制度的に整理されていないということに対しての附帯をつけたいという御意見でございましたが、そのほかの御意見。

○委員（山本裕三） 討議の中で附帯つけるかどうか決めるんですけどか。

○委員（藤原正光） ここで決めるんです。

○委員（山本裕三） 決議はどうでしたか。

○事務局書記 附帯決議は委員会としてはできないため、もしできるとしたら、採決の後に附帯決議をつけるかどうかということになります。

○委員長（藤原正光） 採決のときに鈴木委員に。

○委員（鈴木久裕） 本会議のということ。

○委員長（藤原正光） 本会議です。附帯決議をつけたいという御意見でございますが、それについて何か御意見はございますか。

山本委員。

○委員（山本裕三） 附帯決議も一応方法としては理解もできます。しっかりこのあたり、委員長報告に書いておくということもできるかなとは思いますが、

○委員長（藤原正光） 委員長報告でしっかり説明すればいいんじゃないかという御意見をいただきました。

そのほかございますか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） この条例の改正というところは、基は多分、生涯学習というものをもうちょっと推進をしっかりしようじゃないかということが庁内から起こったことはよく歓迎する。けれども、何をしてくれるかよく分からないので、そこはまだ本当に期待値だけなんですけれども。

それで、この条例はやっぱり教育委員会とのすみ分けのところは、制度はしっかりとやっておくべきなんだろうなと。オーバーラップする部分はあってもいいと思うんですけれども、要は掛川市が生涯学習都市宣言をしたような都市なので、生涯学習というのはこの本当10年ぐらい、何か忘れられていたのか、やめたのかよく分からんけれども、都合のいいときだけ生涯学習と言ってくるから、私、本当はけしからんとは思っているんですけれども、その辺に少し気づいてくれたことだけは評価をしたいと。

○委員長（藤原正光） オーバーラップは分かるが、生涯学習をしっかり気がついてくれたことはすごくいいことだという御意見でございました。

そのほかございますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 全国的な流れの中で、先ほど美術館だったりとかそういったものも社会教育施設として市長部局にという流れはあると思いますし、生涯学習の推進の中では一つかなとは思いますが、

ここに直接というわけじゃないです、私、危惧しているのは、先ほど当局からお話しあった家庭教育の部分が宙ぶらりんにならないようにというのを非常に心配していて、そのあたりもしっかり整理してもらって、今の時代、私は家庭教育が一番だと正直思っていますので、そのあたりがしっかりできるように、今、そちら側に教育政策課にそのまま行って、あれ、なくなっちゃったみたいなことはないとは思いますが、ないようそこら辺の整理をきっちり人も含めてやっても

らいたいなというふうに思っています。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

家庭教育が宙ぶらりんにならないようにという御意見をいただきました。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 関連してですけれども、さっきお話が出た改善センター、各地区にある施設の位置づけとか役割というのを考えたときに、やっぱり改善センターの位置づけとか所管とかも考えていくべきじゃないかなと。公民館をどうせ動かしたなら、やっぱり改善センターも一元的な観点から考え直すべきじゃないかなというのは思います。

○委員長（藤原正光） 改善センターの位置づけも考えるべきだという御意見をいただきました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第23号、掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第23号については、全会一致にて原案のとおり可決するべきものと決定しました。

〔「委員長」との声あり〕

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今、可決は可決でいいんですけれども、まだ担当課でも整理されていないところがあるので、そこの整理についてはきちんとするべきという附帯決議を提案したいと思います。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） 一旦、休憩をお願いします。

○委員長（藤原正光） それでは、一旦休憩とさせていただきます。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 開議



○委員長（藤原正光） それでは、再開をさせていただきます。

今、議案第23号について全会一致で可決されましたが、鈴木委員のほうから附帯決議案が出ましたので、ここで鈴木委員に附帯決議案の説明をお願いしたいと思います。

鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 背景として、公民館に関することだけであれば特に問題ないんですけども、今、考えていることで社会教育関連の事務を移管するということになると、やっぱり先ほどの質疑の中でもほかの法令上とか決裁権の問題とかどうするんだというのは結構まだ整理しなきゃいけないところがありますので、今条例改正に伴い、社会教育関係事務を併せて市長部局に移管する場合には、現場における事務執行にそごを生じないよう他法令等制度上の整理をきちんとした上で、実施することというような趣旨の附帯決議をつけたらということで提案させていただきます。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、今の附帯決議案の説明に対する質疑がございましたらお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（藤原正光） 討議と討論は省略をしたいと思いますけれども、もし討議をしたい委員の皆さんはいらっしゃいますか。

○委員（嶺岡慎悟） なしにしちゃうんですか。

○委員長（藤原正光） もし御意見があれば。

○委員（鈴木久裕） ぜひ言ってください。

○委員長（藤原正光） 嶺岡委員、委員間討議ということで少しお願いします。

○委員（嶺岡慎悟） 内容に関してはもちろんというようなところあるとは思っています。

ただ、掛川市議会の附帯決議の位置づけだったりとか、そういうのもいろいろ総合的にも判断が必要なかなというふうに思いますし、委員長報告のほうでしっかり言う場が議場でもありますので、先ほどかなりの議論がされたものですし、私ども鈴木委員が質問されたことに関しても全てすぐに答えられたというわけでもないですけども、それなりの形でいろいろ考えてくださっているのまだ足りない部分はあるかと思えますけれども、そういったのは今日の委員会の中でもまた検証をさらにしていただけるかと思っておりますので、しっかりこのあたりを委員長報告でもしてもらえればいいのかというふうには思っています。

○委員長（藤原正光） 討議のほうも答弁をしている様子を見ても考えているようなので、委員長報告でしてくれればいいのかという御意見がありました。

山本委員。

○委員（山本裕三） 内容はよく理解できますし、先ほど私たちが議論していた内容でございますので、内容はよく理解をしております。もう少しやっぱりこのことももちろんそうなんです、生涯学習と社会教育というところの考え方も踏まえた上で、ある程度、整理も必要なのかなというところを感じました。

今回、附帯決議にするか否かというところに関してですが、これからもう少し議論を深めていかなければいけないので、委員長報告でまずはしっかりしてもらってを皮切りに、これはやはり今後、部またいじょうので、難しいところがあるんですけども、そのあたりもこの委員会の中でも議論を深めていけたらいいかなと思っております。

附帯決議までは今回は私はよろしいかなというふうには思っていますが、この内容に関しては大いに理解をしております。

○委員長（藤原正光） 内容は理解しているけれども、もともと生涯学習と社会教育の整理をしなければいけないということで、そこは部をまたぐけれども、議論を深めなければならないということですね。

山本委員。

○委員（山本裕三） 整理する一方、やっぱり冒頭もお話し出たけれども、かぶってもいいというふうなある程度寛容な、あまり線切りをはっきりさせたい、させたいというところを優先してしまうと、その溝にはまっちゃったところはどうするのとかそういう議論になるので、ある程度そこら辺はおおらかにしつつも、やり方とか進め方とかいうことに関しては整理していけばいいかなと思います。

○委員長（藤原正光） 寛容におおらかに進めてほしいということで、御意見をいただきました。今回の附帯については委員長報告でしっかりしてくればいいのではないかと御意見でした。

そのほか御意見ある委員さんはいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正光） では、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、採決に入ります。

議案第23号の附帯決議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

附帯決議案については、賛成少数にて否決するべきものと決定をしました。

では、委員長報告のほうでちゃんと伝えていくようにさせていただきます。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 委員長報告ですけれども、委員長報告、毎回やっているんですけれども、これに対する当局の受け止め方が問題で、聞いているだけなのか、本当に中を精査してこんなこともめていたのかな、こんなことできるのかなとその辺をほじくり出していただいで解決していただかないと、やっぱりこういう附帯決議をしょっちゅう出さないかんということになるので、あそこで交わされていたものとかそういうのを上手に訴えながら、委員長報告をしっかりとかみ取ってほしいということをお願いしたい。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

当局の受け止め方について御意見をいただきました。

二村委員。

○委員（二村禮一） 今、草賀委員がおっしゃったように、また鈴木委員がおっしゃったように、私たち議員の中でも今の全ての内容を把握できないし、先ほど石川副委員長がおっしゃったように、当然こういうのが賛成で決まれば私たち議員はいろんな説明責任がありますので、そこらをちゃんと説明できるようなそういう内容の報告をつくっていただければありがたいと思います。その点をよろしくをお願いします。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。

当局の皆さん、ありがとうございました。

それでは、次に、議案第30号、掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、下水道課の説明をお願いします。

〔下水道課長説明〕

○委員長（藤原正光） 小野田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 今まで3年ということになっていた。その業者の健全性だとかそういう調査をどの程度しているのか。なぜ3年を5年に今度しなきゃいけないのかあたりをお聞かせください。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 業者の健全性の審査につきましては、新規の申込み、それと更新の申

込み、それぞれの時点で会社の経営状況が分かるもの、それから指定工事店ということで登録する従業員の雇用がきちんとしているか、それから禁治産状態などのそういったものがないかどうかの書類の審査をして適正にチェックをしてきておりました。

3年にしてきたものを5年にというところでいきますと、近隣市がほぼ5年ということなんですけれども、掛川市の場合は設立時の経緯から恐らく3年という短い期間ということにして、サイクルを短くすることによって、事業の適正性を担保しようとしたものだということ等が考えられます。

○委員長（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 最近の大体よく日曜日休みのときの出てきますよね、対応する水道業者は。あれそんなに変わっていないでしょう。新規なんかあったら教えてください。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） お休みの日の給水当番は、水道事業の給水当番の新聞記載と思います。おおむね指定工事店の下水の宅内配管の業者さんも水道の給配水事業と割と重複しているところが多いというわけなんですけれども、下水道の宅内だけの場合というのもあります。

新規の申込みというのは、やはりそれぞれあります。年度によってまちまちではありますけれども、指定登録がないので、新たに掛川市に登録を持ち込みたい、工事の都合でということというケースが最近では多いので、ここ数年は新規の申込みというのは本当に数件という程度で推移しています。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） もう一回、3年から5年にする背景とメリット、考えられる長所、それから短所、説明してください。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 5年にすることによるメリットということで、まず1つ目には、2年延びることによって手続の更新手数料やその手間など指定工事店さん側の負担を軽減することにつながるということ、それと掛川市が3年であるのに周りの市町が5年であると、事業者さんにとってみると掛川市だけ3年で更新しなければいけないというデメリットがありますので、近隣の袋井市や菊川市は5年でございますので、そういうスパン5年とすることによる事業者さんへの事業の効率化というのもつながると考えています。

5年にするデメリットというのはちょっとあまり考えにくいのですが、強いて言うと、3年を5年にするときの手続の変更に伴う分かりにくさといいますか、誤認ということがあろうと思います

ので、その辺については、ホームページやその都度、更新のお知らせの通知できちんとやっていくようにカバーしていきたいと考えています。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。

菊川、袋井、ほかの近隣のところを教えてください。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 磐田市、それから島田市、森や浜松、湖西、静岡、富士、富士宮など、県内はおおむね 5年です。全て 5年というぐらいです。うちだけが 3年。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） これまで指定工事業者以外が工事をして、何か問題になったこととかはありますか。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 指定工事店以外の工事を認めておりませんので、そのものこそが問題ということになります。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） その問題がどういう問題があったかを聞いています。だからそういう指定業者以外の工事が、そういうような違反があったことがあるのかということ今聞いています。そういう報告があったかということ聞いています。なければならないでいいです。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 指定工事店以外はないです。

○委員（山本裕三） そういう報告もないということですか。

○下水道課長（小野田良） ないです。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） そういうのに関連して、水道だの下水だのあるんだろうけれども、工事指定になっていなくて、大手のそういうのがネットなんかで大々的に宣伝してやっているじゃないですか、水漏れのときはここにというようなことで。ただ、頼む場は地域にいる人がほいに行くぐらいのようなやり方をしているところがあるんじゃないかと思うんだけど、そういうものは指定店に入っていないんでしょう、大体。そういうところというのは 1人でやっているんだろうなというようなところが指定工事店になっているというケースもあるんですか。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 1人でやっている方の指定工事店の登録もあります。

よくポストインされている「お安く済みます」とか、「高圧洗浄はお得です」というふうなチラシがある場合は、指定工事店という照合はできていないので、そういう事業者さんの営業行為だろうと思っております。

ただ、そのチラシで言うのは「高圧洗浄はお得です」とか「きれいになります」というものになりますので、ここで言っている下水道に接続するときの工事とはすみ分けはちょっと違うものかなとは思いますが、その辺は問題ないかなと思います。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） 確認ですけれども、要は排水の私言ったのはそれなんですけれども、その工事に関しては別に指定工事事業者以外でもいいということですか。

○委員長（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 単純な掃除である高圧洗浄というのはその規定に触るものではないので、可能です。

○委員長（藤原正光） 山下上下水道部長。

○上下水道部長（山下剛） 宅内の水道の掃除、時々チラシが入っているかと思っておりますけれども、あれは基本的に指定工事店、掛川市の場合、市外で 177事業者が指定店になっていますので、その中に入っていると思っております。市内が56事業者指定をしております。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をお願いしたいと思います。御意見のある委員さん、いらっしゃいますでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） では、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第30号、掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について、原案のとおり可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第30号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、続きまして、議案第31号、掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、下水道課の説明をお願いします。

〔下水道課長説明〕

○委員長（藤原正光） 説明、小野田課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、委員間討議をお願いしたいんですが、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） では、討議を終了します。

討論はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） では、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第31号、掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第31号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

上下水道部、ありがとうございます。

それでは、次に、議案第32号、掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、消防総務課の説明をお願いします。

〔消防総務課長説明〕

○委員長（藤原正光） 小関次長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑ございましたらお願いします。

先に、嶺岡委員からお願いします。

○委員（嶺岡慎悟） すみません、確認で知識がないもので申し訳ないですが、初めのほうの9,100円のほうはこれは消防団員以外ということで、消防作業従事者とかこれどういう方、現場にいて手伝う方、そこら辺ちょっと教えていただきたいなど。

○委員長（藤原正光） 小関次長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸） 消防作業従事者とは、火災現場付近で応急消火活動をしていただいた方、それから救急現場においても、救急隊員等の要請を受けて応急手当を従事した方を言います。

以上です。

○委員長（藤原正光） 嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 分かりました。

今まで掛川の実績としてはこれを支払ったことがあったりとか。

○委員長（藤原正光） 小関次長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸） 私の中では記憶はありません。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 今の第5条の第1項で、その消防団員以外がという記述があるんだよね。

○委員長（藤原正光） 小関次長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸） 第5条第1項消防団員の関係ということでよろしいですか。記述があります、第1項でこのことについて。

別表についてのですか。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いや、条例の本文あれだけれども、今言ったのは2項の第2号で消防団員以外を規定しているの、第1項で多分、消防団員とそれからそのほかの団員以外の従事者でも適用するというような記述があるということでしょう。

○委員長（藤原正光） 小関次長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸） 確認できませんので、後ほど報告させていただきます。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） それと、上位法の改正ということでその他含めて全国一律で、うちオリジナルではないということですね。



○委員長（藤原正光） 小関次長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸） 今の件につきましては、オリジナルのものはありません。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をお願いしたいんですが、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

討論はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第32号、掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第32号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了します。

当局の皆さん、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、3番の閉会中継続調査の議題とさせていただきますけれども、続けてよろしいですか。

〔「お願いします」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、3の閉会中の継続調査申し出事項についてを議題とします。

お手元に資料を配付してありますので、御覧をいただきたいと思います。

資料のとおり、6項目の内容でよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、総務委員会の閉会中の継続調査申し出事項については、資料のとおりいたします。

それでは、4番の閉会に移ります。

閉会に当たり、石川副委員長から挨拶をお願いします。

○副委員長（石川紀子） 長い時間の討議、ありがとうございました。

今回いろいろなところの問題点をこれからを見据えた上で意見が出されたことで、附帯決議案も出していただきまして、当局との話合いが充実されてきたことが証明されていると思います。委員長報告にてしっかりと全体に分かっていただけるようにまとめていくように委員長にもお願いすると同時に、今回の話がこれからの掛川市を予算どおりに動くというところをどうやっていくかというところをしっかりと議員のほうで見ながらその動きを見ていきたいというふうに思っております。

今日はありがとうございました。

○委員長（藤原正光） ありがとうございました。

それでは、この後、退職者を送る会がありますが、まずはこれで1回閉めたいと思います。

お疲れさまでした。

午前10時53分 閉会